

ひめしゅら



杉井法律事務所 TEL.042-548-8675 FAX.042-548-8676



2カ月半で80%が解決

杉井

司法改革の中でもう一つの課題

杉井 司法改革の中で2006年4月から始まつた労働審判制度では、2カ月半で80%が解決していると評判になつています。労働審判は、3回の期日で結論を出さなければいけないという制度になつていて、統計を見ると、平均審理期間が2007年度で74日、約2カ月半です。全国で1年間の申立件数が1163件。調停の成立率は69%、審判になつたのが20%、取り下げが8%、その他3%。審判になつた事件のうち異議申立て訴訟に移行した事

対談 いかそう労働審判 —市民参加の労働裁判—

鈴木 孝慈 さん

杉井 厳一 弁護士

四

を揃えて来てもら
い相手方も申立
てに対して争
点にかみ合
うよう^トに答弁
書とか資料を用
意してもらうのが原
んです。

鈴木 (笑) 脅かしているんでしょう、それは。
杉井 審判官はそんなことをいえないと、
だけど、審判員の先生方がいらっしゃるから、
説得できるといつてます。

**審判員が加わることによる
説得性**

件が59%。41%は異議申立もない。だから2カ月半で、調停、審判、取り下りで解決。この事例は90%以上と

審判員が加わる」と「なる 説得性

また退職金支払いの申立ての例ですが、この件は、退職金について使用者側も支払には応じるといつていきましたが支給額に大きな開きがありました。1回の途中で休憩をとり、審判する側3人で解決方法を相談しました。その中で使用者側審判員から中小企業退職金共済のモデルを参考にして、和解案を提案したらどうかということなり、次回までに用意して和解案を提案し、2回目で提案にそつた解決がなされました。

いの審議で判断されちゃ困るから申立てないという傾向はありますね。ただ、こういうのがありました。今解雇されると厚生年金の受給資格がなくなるから3年間は絶対戻りたいという申立てでした。会社側はだめだといって、これは結局審判になつて地位保全をしたんです。57歳くらいの女性の方だったんだけど、書記官に後で聞いたら、使用者側は異議申立てをしないで、そのまま3年雇うことになつたといつていましたね。



鈴木 孝慈さん
(すずき たかじ)

1945年山形県生まれ

64年上京後川崎で大沢製作所に勤務し専用機の製造に従事。69年同社労組委員長になり、その後川崎未組織センター、川崎労連、川崎地域労組など川崎、神奈川における労働組合運動にかかわり、労働訴訟も多数経験してきた。2006年4月に横浜地方裁判所の労働審判員に就任し、現在2期目。

側の審判員は、原則非公開なんだと反対しました。私は労働組合の立場から全体を常識的に判断するうえで労働組合の傍聴も必要な場合もあるんだといつたんです。その

ときの審判官は、労働審判というのは原則非公開だけど、しかし必要な場合はそういう人の参加、傍聴ができるといつてくれました。15分ぐらい議論して決をとりました。

鈴木 職業として仕事をやっていると、そうなつちやうんだね。

鈴木 例えば普通の労働者は解雇と会社からいわれたら文書なんかもらわなくたって会社に行かなくなってしまう。しかし裁判官は、解雇と口でいわれただけで文書もなし同意もしてないのになぜ出社しないのかという。

鈴木 考えてみたら、裁判官を罷免するには国会の承認が必要だから、やっぱり特別な人なんだね。ただ、私たちと接触したら、裁判所の中と法廷だけの人間関係じゃなくて、もっと幅の広い裁判官が出てくるんじゃないかな。

鈴木 それがわからない。

杉井 率直に聞きますが、本当は職場に戻りたいと解雇撤回を求めていたのに、金

銭解決を押付けられちゃうというか、要求を切り下げるやうという役割を果たす危険はないでしょうか。

鈴木 それは、申立て人と代理人弁護士の奮闘次第だと思います。本裁判でやろうと構えが少ないのでよ。弁護士があまり粘らないんですね。金銭解決になる申立ての多くは、会社のやり方というか、経営側のまずい処置を怒つて申立てたものの本気で会社に戻るつもりが無い人は金銭解決でも満足しているのでしょうか。

裁判官と審判員

杉井 少し審理の仕方を教えて下さい。

鈴木 申立書が出ますよね。証拠がついています。相手から答弁書がでます。私たち審判員は1時間前には裁判所に来て、審判員同士で審判官がいない間に、どういう方向でいくかって話すんです。その後審判官が来て審判開始前に約30分間進行協議をす

るんです。この事件はどういうふうに解決すればいいのか、調停でいいのか、審判になるのかというのをあらかじめ協議する。

審判官は、審判員の意見を最初に聞いて、審判ではぜひ審判員の先生方も質問していくだとか、対等なんだから意見が合わなければ審判官の意見だからということで遠慮なさらないでと、いうこともいわれました。審判官が審判員を理解しようと努力しているとは感じますね。

杉井 第1回から証人尋問をやることも多いようですね。

鈴木 そうです。まず申立て人から聞きましょうか、相手方から聞きましょうかと打ち合わせて、結構相手方から聞くときもありますよ。

裁判所と裁判官の質的転換へ

杉井 あなたはこれまでいろいろな労働争議で裁判所に行つて、裁判官を外から見てきたでしょう。中へ入つてみて、裁判官に対する見方がこんなに違つたとか、そういう印象があつたら聞かせてくれませんか。

鈴木 庶民の感覚というのがわかつていななど思うことがありますね。若い裁判官から、みなさんは、家に帰つても仕事のないななど思つたんです。裁判官に説得されちゃうんじやないかとか、裁判官制度になつたつて裁判官に説得されちゃうんじやないかといふ人もいるんです。そういう部分ももちろんあるんだけども、そうでない部分もまた大きいから、それが日本の裁判を変えてい

ことがあります。就業規則には、いいかげんなものもあるわけですよ。労使の審判員がこれはいいかげんな就業規則だから基準にできないという点で一致した。しかし裁判官はいい加減でも就業規則があるからこれが基準となるというのです。これも評決になり労使審判員が多数で、就業規則によるない和解が成立しました。

鈴木 あります。就業規則には、いいかげんなものもあるわけですよ。労使の審判員がこれはいいかげんな就業規則だから基準にできないという点で一致した。しかし裁判官はいい加減でも就業規則があるからこれが基準となるというのです。これも評決になり労使審判員が多数で、就業規則によらない和解が成立しました。

杉井 そうですね。労働裁判に、あなたの方のように専門家であつても法律家じやない人が参加する、あるいは裁判員制度で市民が参加するというのは、裁判所と裁判官にとって根本的な発想の転換なんですね。制度的にあなた方と付き合つて一緒に議論をして、今あなたがいわれたようなことをやるというのは、裁判所あるいは裁判官というものの質を変えていくような転換だと思うんですね。

ただ、そんなこといつたって、実際は変わらないで市民のほうが騙されちゃうんじやないかとか、裁判員制度になつたつて裁判官に説得されちゃうんじやないかといふ人もいるんです。そういう部分ももちろんあるんだけども、そうでない部分もまた大きいから、それが日本の裁判を変えてい

労働審判 とは

労働事件を、裁判官(審判官)と労使の審判員の合議で短期間に解決する裁判制度。2006年4月に全国の地方裁判所本院で発足した。原則として3回の期日で話し合がつかなければ審判がくだされる。これに不服がある当事者は異議申立てができる、この場合は通常訴訟となるが、これまでの実績では80%以上の事件が訴訟にならないで3ヶ月以内に解決している。



八王子などの大きな支部でも実施して欲しいですね。あなたの話を聞いていて、非常に私も思つたとき、僕らの声を聞いてくれるのかとほんとうに心配だつたですね。だけど、実は裁判所の人たちのほうが、それも法廷外の控室で会うときでも笑いをつくつてくれる。「先生、おはようございます」なんて、こう来るわけですよ。だから、そういう中で変わつていただければいいですね。

杉井 私は裁判所のほうも少し無理をしてやつてある部分があると思う。それが本物になつていいくかどうかは、これからですね。やっぱりあなたの方の付き合いがポイントですね。

全労連からも審判員

杉井 ところで、横浜地裁の場合の労働審判員というのは、全体で何人いるんですか。

鈴木 使用者側の審判員が20人、労働者側

労働事件を、裁判官(審判官)と労使の審判員の合議で短期間に解決する裁判制度。2006年4月に全国の地方裁判所本院で発足した。原則として3回の期日で話し合がつかなければ審判がくだされる。これに不服がある当事者は異議申立てができる、この場合は通常訴訟となるが、これまでの実績では80%以上の事件が訴訟にならないで3ヶ月以内に解決している。

全労連からも審判員

杉井 ところで、横浜地裁の場合の労働審判員といふのは、全体で何人いるんですか。

鈴木 使用者側の審判員が20人、労働者側

労働事件を、裁判官(審判官)と労使の審判員の合議で短期間に解決する裁判制度。2006年4月に全国の地方裁判所本院で発足した。原則として3回の期日で話し合がつかなければ審判がくだされる。これに不服がある当事者は異議申立てができる、この場合は通常訴訟となるが、これまでの実績では80%以上の事件が訴訟にならないで3ヶ月以内に解決している。

鈴木 僕も、僕らは何の役割に立てるかと思つたとき、僕らの声を聞いてくれるのかとほんとうに心配だつたですね。だけど、実は裁判所の人たちのほうが、それも法廷外の控室で会うときでも笑いをつくつてくれる。「先生、おはようございます」なんて、こう来るわけですよ。だから、そういう中で変わつていただければいいですね。

杉井 私は裁判所のほうも少し無理をしてやつてある部分があると思う。それが本物になつていいくかどうかは、これからですね。やっぱりあなたの方の付き合いがポイントですね。

全労連からも審判員

杉井 ところで、横浜地裁の場合の労働審判員といふのは、全体で何人いるんですか。

鈴木 使用者側の審判員が20人、労働者側

労働事件を、裁判官(審判官)と労使の審判員の合議で短期間に解決する裁判制度。2006年4月に全国の地方裁判所本院で発足した。原則として3回の期日で話し合がつかなければ審判がくだされる。これに不服がある当事者は異議申立てができる、この場合は通常訴訟となるが、これまでの実績では80%以上の事件が訴訟にならないで3ヶ月以内に解決している。

鈴木 僕も、僕らは何の役割に立てるかと思つたとき、僕らの声を聞いてくれるのかとほんとうに心配だつたですね。だけど、実は裁判所の人たちのほうが、それも法廷外の控室で会うときでも笑いをつくつてくれる。「先生、おはようございます」なんて、こう来るわけですよ。だから、そういう中で変わつていただければいいですね。

杉井 私は裁判所のほうも少し無理をしてやつてある部分があると思う。それが本物になつていいくかどうかは、これからですね。やっぱりあなたの方の付き合いがポイントですね。

全労連からも審判員

杉井 ところで、横浜地裁の場合の労働審判員といふのは、全体で何人いるんですか。

鈴木 使用者側の審判員が20人、労働者側

の審判員が20人、全体で40人です。審判官はいわゆる労働集中部第七民事部の裁判官の3名で、ひとつの事件に裁判官(審判官)1名と、使用者側審判員が1名、労働者側審判員が1名ということと、3名の合議(3人が同等の評決権を持つ)でやるんです。

したし、弁護士との交流をやつてきました。労働審判員の構成については、最高裁が、全労連をナショナルセンターとして認め、連合と構成人数の比率で選出することになりました。

杉井 日弁連は、司法改革の中で刑事事件には陪審制度を、労働事件には労使の代表が入った参審制度を求めてます。労働審判制度は調停と審判という形に変わつたけども、日本の労働裁判の中で、労使の代表が、いわば裁判官と対等な権利を持って裁判できるという、新しい制度が発足したということは大きな意味ですね。

八王子などの大きな支部でも実施して欲しいですね。それも課題ですね。

審判員は労働組合活動家として 最高の喜び

杉井 最後になりますが、労働審判員をこの間やつてみて、あなた自身にとつてよかつたなと思うことは、どんなことだろう。

鈴木 参画するというのは、責任もあるわけです。だから、失敗なんていうことはできないし、いいそびれましたということはできない。これ聞いたかったということもできない。これ聞いたかったということもないよう努力しながら、審判で自分が役に立つていると実感できるのがいいですね。

杉井 私は1964年に川崎に出てきて40年ぐらいいは労働組合運動をやつています。労働組合の委員長をやつたり、いろんな労働審議を解決したけども、この新しい労働審判制度を「労働者の権利救済のひとつ

杉井 たとえば本院だけでなく、川崎や制度」として充実させていく役割を果たせることは、労働組合活動家として最高の喜びです。

杉井 現場の労働者が裁判所の中に入つて、労働紛争解決のためのひとつの力になつていくことが現実にできるということは、これから社会的なインフラや公正のあり方を考えるときに重要ですね。もうひとつ、私はいま法テラスをやつ正在ですが、労働者の相談は多くて対応しきれない。賃金、退職金、解雇などこうした労働者の要求にこたえていく必要を痛感しています。労働審判を活用できたらいいですね。どうも本日はありがとうございました。



裁判員制度創設の一論議

東京経済大学教授

大出 良知



「とつておきの話」というのは、荷が重いので、
「ちょっとした話」程度にさせてもらいます。

いいよいよ来年5月には、裁判員裁判が

じまることになりますが、内閣府に設けられた検討会の委員として制度設計に関わった際の裁判官と裁判員の人数

についての議論の話です。

検討会では、裁判官の人数については、

3人説が多数を占めていましたが、

2人説も有力だったと思います。また裁判

員の人数については、3人説、4人説、5

人説、6人説、11人説などが主張

されていましたが、大括りにすれば、5人

以下とする説が多数を占めています。裁

判官の人数を3ないし5人とする意

見は、裁判官について3人説を採っ

ており、裁判員6名以上とする意見

の多数は、裁判官2人説を採っています。

ですから、裁判員の人数は、

多くても5人が限度かとも思われ

ました。

ところで、この裁判官と裁判員

の人数についての意見の相異を生

み出した最大のポイントは、裁判

員の位置づけと役割についての理

解の相異にあったといってよいで

しょう。

裁判官を3人とし、裁判員の人

数を比較的の少數とする意見は、こ

れまでの裁判官のみによる裁判に基

本的には問題がなかつたという立場から

主張されました。ですから、裁判員は、そ

そのものは、市民の社会常識ということになります。あ

くまで裁判の中心はこれまで通り裁判官であり、全

体の人数もこれまでと変わらない合議か可能な規模を保することが可能な最小限の人数にはなつたと思うか

とつておきの話

連載 3

大出良知さん プロフィール

東京都立大学大学院から、静岡大学、九州大学教授を経て2007年から東京経済大学現代法学部教授。名張毒ぶどう酒事件など再審・えん罪事件や再審制度の研究者として知られる。

から、これまでの裁判官の地位・役割に拘泥することなく、裁判員が主体的に裁判に関与できるよう、新たな視点から構成を見直そうというのです。裁判官と基本的に同一の権限を有する裁判員が加わる以上、裁判官が3人でなければならないということにもなりません。

私の意見は、当然後者ですから、人数についても、裁判官2人、これは明確に主張していましたが、裁判員については、「一番多い12人」ということになつていました。「なつていました」というのには、理由があります。

実は、人数問題は最大の争点と目されていたため、この問題から議論をはじめるとき拾がつかなくなると考えた

座長が、当初この問題の棚上げを宣言していました。ところが、その座長が唐突に私に、「裁判員は何人が良いと思つていてる」と訊いてきたのです。一瞬戸惑いましたが、直ぐに確か「多い方が良いですから、12人でも良いと思ひますよ」というように応えました。

それ以後、メディアの報道する委員の主張する最多人数は、12人ということになりました。しかし、その時の私の真意は、裁判官と裁判員を合わせて陪審と同じ12人ぐらいと考えての発言でした。不意をつかれて、そこまでの説明ができず、周りが勝手に誤解したのが真相でした。

今から考えれば、真意はともかく、12人と

いふことは重要だったと思っています。最終的に、

12人にはなりませんでしたが、検討会の多数意見を越えて、裁判員6人になった国会での政治的網引きに少

しこそ影響したかもしれませんし、国民参加の実質を確

保することができる可能性が大きくなつたと思う

か。

事前に裁判官、検察官、弁護人が争点を整理して審理計画をたてるのよ。裁判所は3日以内に終わらせたいといつているけ

ナツとトクの
なるほど
問答
裁判員裁判

事前に裁判官、検察官、弁護人が争点を整理して審理計画をたてるのよ。裁判所は3日以内に終わらせたいといつているけ

今にも降り出しそうな黒雲、画面の大半を占める曇り空から、わずかにのぞく青空。その下のレンガ造りの家並。フェルメールの「デルフトの眺望」は、17世紀の画家が生まれ暮らしたオランダ南西部のデルフトの街を今にそのまま伝えています。

弁護士会多摩支部十周年記念のベルギー・オランダ旅行は、法律事務所訪問、国際司法裁判所見学等、公式行事はもちろん有意義でしたが、オプショナルツアーとしての美術館めぐりもあって、なんともぜいたくな旅でした。東京でも今、フェルメール展が開かれていますが、彼が生涯に残した絵は30数点。そのわずかな作品の数点のオリジナルを現地で鑑賞できたのです。

しかし何といってもゴッホです。アムステルダムのゴッホ美術館には、作品が時代順に並べられて画家の努力と成長の軌跡が見られました。オランダにいる頃の絵は暗い、パリそして南フランスに渡ってからは明るく鮮やかな色調に変わります。ゴッホの傑作はアムステルダム郊外の森の中のクレーラー・ミュ

ヨーロッパ旅行記

ぜいたくな絵画鑑賞の旅

杉井 静子

ーラー美術館にどっさりありました。「夜のカフェテリア」「アルルのはね橋」も素敵でしたが、私は美術館の創始者のヘレーヌ・ミューラーが最初に買い求めた「四輪の枯れたひまわり」に心を奪われました。

ゴッホは、画家を志してから自殺するまでのわずか10年間に「描かずにはいられない」情熱をもって約800点の油彩・水彩、スケッチ等1000点を描いています。生前に売れた絵はたった1点。「売れる絵」ではなく「自分が納得する描きたい絵」を描きつづけた美術家魂に改めて深く感動したのでした。



そうか、じゃあ裁判所に行くために会社休むとき、会社は有給休暇にしてくれるの？

裁判員の仕事に必要な休みを取ることは法律で認められている。経団連のアンケートだと約8割の会社は休暇制度をつくると答えているわ。そのうちの86%が有休にすると答えてているの。でもサラリーマンじゃない人のことも考えると制度として保障されないとね。

有罪無罪を決めるんだよね。膨大な証拠を読むんじゃないの？大変そうだな。

そんなに心配しなくていいんじゃない。原則は法廷で直接見聞きしたことが証拠になるんだから。国民誰もが裁判員になれる制度だから、みんなにわかりやすい法廷でないとね。これからは裁判も変わっていくと思うわ。

被告人の一生が決まるんだよね。責任重大だな。僕にできるかな？

大丈夫よ、一人で決めるんじゃないから。裁判官3人と裁判員6人がみんなで証拠を検討して、対等な立場で十分議論し合って結論を出すんだから。

なるほど。真剣に議論し合えば、きっと納得いく結論が出せるよね。なんだか僕にもできそうな気がしてきたよ。ナットク！

これに対して裁判官を2人としたり、裁判員の人數を比較的多くすべきだとの意見は、これまでの裁判のあり方を根本的に変えることが、裁判員制度導入の意味であると考えていたといつてよいでしょう。です

裁判員に選ばれた方達が、主権者として積極的に与し、日本の刑事裁判を変えて下さることを切望しています。

しないと大きな損害が生じると裁判所が認めた場合は辞退できるわ。ただ「仕事が忙しい」っていうだけじゃね。だって裁判に市民が参加できるようになつたのよ。これを機会に裁判が身近なものになるといいわよね。



「格差社会を生きる —男と女の新ジェンダー論」 を書き終えて

杉井 静子

私は数年前から山梨県の都留文科大学で「ジェンダー研究入門」という講義をしています。

「ジェンダー」って何?と聞かれるとなかなか答えづらいのですが、一言でいえば男女の生物学的な差異とは区別された「歴史的に形成された社会的・文化的な性差」といえます。ただ、このような「定義」をいくら覚えて、ジェンダーを理解することにはなりません。だから授業では約15回にわたり具体的な事例や社会の現実を話し、かつ学生自身が考え「気づく」とをめざしています。

この本は、そんな私の授業の中から生まれました。実際に授業で使った図表、私の個人的体験等も豊富に盛り込んでいます。

「気づき」の第一歩として「男らしさ」「女らしさ」として世間的にいわれていることが果たしてどうなのか?を考えさせるグループ討論をします。討論の中では学生たちは「男らしさ」「女らしさ」を固定化するのではなく、個性のちがいではないかと気づくようです。

出来るだけ最新の新聞記事などを取り上げます。最近のもので授業で使えるなと思った記事に「道路標識『女性の姿を』」というタイトルのスウェーデンで

の論争です（朝日2008.8.18付）。道路標識に描かれる人物像が男性の姿ばかりなのは「差別」との指摘をうけて政府が検討を始めたとのことです。一方で「標識をかえれば男女差別が解消される発想はおかしい」などの批判もあるようです。

これはほんの一例ですが、身近にあるこれまで「あたりまえ」と思われていた事例を素材にして「どうしてなのかな」と一緒に考えてみる（検討してみる）ことが大事だと思うのです。

ということで、この本では夫のことを「主人」と呼ぶことについても問題提起をしています。決して「言葉狩り」ではなく、なんで夫が主人なのか、どこにルーツがあるのかを考えてみてほしいからです。

また「格差社会を生きる」が本のタイトルになっています。格差社会の中でも厳然としてある「男女差別」に目をつぶることなく、格差が男性にも及んできている中で、真の敵は誰かを明らかにして、男女の連帯を呼びかけているつもりです。

いずれにしても、一度本書を読んでいただき、まわりの方々と大いに議論していただくことをお願いする次第です。

ジョンスターの視点から私たちの身の回りを見渡してみると「おかしなこと」が山積している。「家事は女がやるべきだ」など社会的、文化的に作られた性別役割分業意識の歴史的背景、その呪縛の中でもがく特に女性を分かりやすく解説。

男女が対等で個人の尊厳を認め合える家庭・社会をつくるためにも、今だからこそ若者は勿論のことどんな年齢層にもぜひ読んで欲しい。

格差社会を生きる —男と女の新ジエンダー論

杉井静子弁護士の著書購入のおすすめ

ご注文は、同封の注文用紙
に、御名前、御住所、TEL・
FAX番号、冊数を御記入の上、
当事務所又はかもがわ出版に
FAXか郵送にてお申し込み下
さい。後日郵送にてお届けい
たします。

卷之二

ハッピーバースデー弁護士 結婚!!

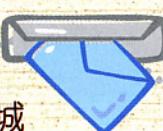
二人の出会いは2007年12月1日の新橋。この時
公彦は一目惚れ。その後一日も欠かすことなくメー
ルで電話。押しの一手でクリスマスにはプロポーズ。
年末から年始にかけて英理奈さんの実家徳島へ。ご両親
の快諾のもと3月14日には入籍、
絵里奈さんの誕生日である9月
21日に晴れの舞台となり
ました。昨年に続く
軽やかなステップ
がふたたび。



エクスター・シップ生の法曹への思い

私と杉井法律事務所

中治 千城



私は、中央大学法科大学院在学中の2007年2月に、
杉井法律事務所にて実務法律研修（エクスター・シップ）を約3週間経験させていただきました。

杉井静子先生は、大学の研究室の大先輩にあたる方
でして、エクスター・シップ派遣の事務所選びの際に、
ぜひ先生の事務所で実務を学ばせていただきたいと思
いまして、希望を出したところ、これまたご縁があり
まして、希望通り先生の事務所に派遣される運びとな
りました。

事務所の雰囲気は、とてもアットホームで、家族的
情味のある事務所だなあ、と感じました。

先生方や、事務局の方にはとてもよくしてもらい、
また、法科大学院で学んだ法理論が実務でいかに使わ
れているかなど、貴重な体験をすることができました。

この経験は、本年度法科大学院を修了した後に受験
した新司法試験の民事系科目に非常に役に立ったと感
じています。また、将来私が弁護士になった際にも、
生きてくる経験であるものと感じています。



この経験を生かして、将来、依頼
者のために全力を尽くす弁護士にな
りたいと思います。

共有する同時代

一食・農



かつて田舎の小・中学校には「田植え休み」「稲刈
り休み」があった。神社の祭事で早乙女が舞う「御田
植え祭」が行われた神田も駐車場になって久しい。

農水省の統計によれば、1965年73%であった私たち
の国の食料自給率は、ここ数年39-40%で推移してい
る。農地1ヘクタールあたりの人口扶養力（何人を養
えるか）は農業国フランスの3.5倍、アメリカの10倍な
のにである。1950年（昭和25年）のピークには618万
戸だった総農家戸数も、今年は252万戸、うち農業所
得が主の農家は37万戸。農業従事者は1960年がピーク
で1,454万人だったが今年は299万人、そのうち65歳以
上が60%約180万人である。

今、日本の農業の担い手は高齢者だ。以前の多毛作
では作付け延べ面積は田畠の2倍近くだったのが激減
し、昨今は耕作放棄せざるを得ない状況にまでなって
いる。後継者等がない超高齢者は、何とか農地を
維持したいと休耕地の草取りに肉体的にも經
済的にも四苦八苦している。

一方、食の安全への不安からか、
団塊世代を中心に家庭菜園がちょ
っとしたブームになっている。地
方の自治体の就農支援の説明会等
も関心を集めているとのこと。

「持続可能な農業、農業従事者、
若い新規就農者が生き生き暮らせる
職業としての農業の実現を」と
切に思う。が、とりあえず、団塊世代
が農地維持活動に参加するのも一考
ではないだろうか。（森元 実代）

お知らせ

中村充弁護士は、都合により本年7月31日を
もって退所しました。



弁護士 杉野 公彦 締切に追われ、事務所をも生活の本拠としていた弁護士杉野も結婚しました。結婚すればさすがに「家に帰ろう」という意思にはなるもので、帰宅と溜った仕事の処理との両立をいかに図るかが

目下の課題になっています。しかし、弁護士3年目を迎えるにあたり、休日も「勤務までの休憩時間」だった弁護士人生にも、余暇を楽しむ気持ちと朝食を探る余裕が芽生えはじめてきました。妻には素直に感謝しておくとしましょう。



楽しみで時々観劇に出かけます。

事務局 森元 衆代 最近、井上ひさし氏の「父と暮らせば」を劇団民芸の佐々木梅治さんの朗読劇で鑑賞しました。「広島」のあの日を材に、幽靈の父と生き残った娘との数日を描いたこの作品を、以前こまつ座の舞台で2回（すまけい・辻萬長）、宮澤りえ主演の映画も観ました。痛切、憤怒、哀切、同じ作品ながらその都度、微妙に違う涙の流れ方、心持ちを経験しました。今回は静かに心奮える時間、いのちの力を得ました。これも観劇の楽しみの一つでしょうか。

法テラスの仕事をしていて気になることは、法律扶助を拡大する方向性が出されないことである。特に致命的な欠陥は庶民の少額な紛争に法律扶助の適用が困難なことだ。それは扶助費が貸与制であるからである。利用者からすると少額な事件に通常の弁護士報酬は払えない。しかし弁護士はあまりに少額な報酬では受任しない。これを解決するには少額事件について一定額の償還免除をする以外ない。償還金頼りの扶助制度では国の制度とした意味がない。

編集後記

- 安倍首相に続き福田首相の突然の辞任。メディアは『強力な指導者』（カリスマ）待望論をさも国民の声と称して報道する。でも本当にそれが私たち国民の望むことなのか。かつての日本には、誰かにすがり、ついていくのではなく、自分たちで作り上げることに熱くなれる時代があった。自分をいまの社会に当てはめるのではなく、自分の存在と権利を認める、そんな社会に変えなければ格差は広がる一方だろう。誰が首相になっても同じである。社会を私たちの手に取り戻さない限り。（片）

所員のつぶやき

弁護士 杉井 静子



「還暦を超える」ことを痛感させられたこの夏でした。海外旅行で風邪をひき帰りの飛行機の気圧の変化で急性中耳炎になり、これが一向に治らない。会議が一番困る。皆の声がかすかに聞こえるだけ。自分の声も耳にこもって聞きづらい。耳に水がたまる漫出性中耳炎になってしまったのだ。医者曰く「漫出性中耳炎になるのは急性中耳炎の約1割。赤ちゃんと60歳以上の方です。」60歳は体力的にも赤ちゃんに還るのだ！この事実は直視しなければいけない。



事務局 片桐 由輝

今年の6月に産まれた三女を妻は自分の健康保険に入れようとしたが認められなかった。加入が認められるのは、妻の収入が夫の収入より多かったときだけのこと（ちなみに男性が申請した場合はこの限りではない）。妻は女というだけで、自分の子どもを自分の健康保険に入れるという権利がないのである。女性はいまでも男性の支配下にある。いつまでこのような状況におかれるのか。3人の女の子をもつ親として、いま何をすべきか。



弁護士 杉井 厳一



アクセス

- 徒歩の場合 西国際駅下車約12分。川崎方面に向い、すぐの踏切を渡る。そこで見上げて頂くと電柱に道案内があります。
- タクシーの場合 立川駅南口から西友ストア青柳店印。または町田木材店。
- 車の場合 甲州街道「みのわ通り入口」信号を入り、最初のT字路左折、つきあたり道なり右折、2軒目。

杉井法律事務所 〒186-0013 東京都国立市青柳3丁目14番6 TEL.042-548-8675 FAX.042-548-8676

